

平成 25 年度石川県水防計画の主な修正内容（案）

1. 水防警報を行う河川の基準見直し（犀川、柴山潟）

河川改修事業の進捗により、水防団待機水位・はん濫注意水位の見直し。

【総則編 P. 34】

河川名	観測所	平成 24 年度		平成 25 年度	
		水防団 待機水位	はん濫 注意水位	水防団 待機水位	はん濫 注意水位
犀川	下菊橋	1.10m	1.40m	1.90m	2.50m
	示野橋	2.50m	3.00m	2.70m	3.20m
新堀川 (柴山潟)	片山津	0.70m	0.80m	0.80m	1.00m

2. 重要水防箇所の見直し

河川改修事業の進捗により、重要水防箇所の見直し。

重要度 A, B 箇所 3,312m減（手取川、犀川、高橋川等の河川改修事業による）

要注意箇所 900m減（犀川、河原田川等の河川改修事業による）

【資料編 P. 74】

増減表

（単位：m）

重要度	H24 年度	H25 年度	増減
A, B	215,917	212,605	△ 3,312
要注意	3,850	2,950	△ 900
計	229,828	229,819	△ 4,212

3. 中能登町を指定水防管理団体に位置づけ

これまで、水防警報河川である二宮川の水防事務を行っていた七尾鹿島広域圏事務組合が平成 25 年 3 月 31 日に解散したことに伴い、その水防事務を七尾市、中能登町が引き継ぐため、新たに中能登町を指定水防管理団体とするもの

→指定水防管理団体の義務（水防法）

- ① 水防協議会の設置（災対法に基づく防災会議で兼用可）（法 34 条）
- ② 水防計画書の作成（法 33 条）
- ③ 年 1 回以上の水防訓練実施（法 32 条の 2）